

令和8年第2回加須市議会定例会

条 例 新 旧 対 照 表

令和8年6月9日招集

加 須 市

目

次

第65号議案	加須市国民健康保険北川辺診療所条例及び加須市国民健康保険北川辺診療所施設整備等基金 条例を廃止する等の条例……………	1
--------	---	---

加須市国民健康保険北川辺診療所条例及び加須市国民健康保険北川辺診療所施設整備等基金条例を廃止する等の条例 新旧対照表

【第2条による改正】

改 正 後	現 行
<p>加須市職員の定年等に関する条例</p> <p>第1条・第2条 略 (定年)</p> <p>第3条 略 〔削る〕</p> <p>第4条・第5条 略 (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職_____とする。 (1)・(2) 略</p> <p>第7条～第14条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (定年に関する経過措置)</p> <p>2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条_____の規定の適用については、<u>同条中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>加須市職員の定年等に関する条例</p> <p>第1条・第2条 略 (定年)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、加須市国民健康保険北川辺診療所において医療業務に従事する医師の定年は、年齢70年とする。</u></p> <p>第4条・第5条 略 (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職<u>(第3条第2項に規定する医師が占める職を除く。)</u>とする。 (1)・(2) 略</p> <p>第7条～第14条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (定年に関する経過措置)</p> <p>2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、<u>同項中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>

改正後		現行	
略	略	略	略
<p>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</p> <p>3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</p> <hr/> <p>_____を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p>		<p>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</p> <p>3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、<u>非常勤職員並びに第3条第2項及び加須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年加須市条例第22号）第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員</u>を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p>	

【第3条による改正】

改 正 後	現 行
加須市一般職職員の給与に関する条例	加須市一般職職員の給与に関する条例
第1条 略 (給料)	第1条 略 (給料)
第2条 給料は、加須市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成22年加須市条例第32号。以下「勤務時間条例」という。）第7条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当_____、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、日直手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。 (給料表)	第2条 給料は、加須市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成22年加須市条例第32号。以下「勤務時間条例」という。）第7条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、 <u>初任給調整手当</u> 、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、日直手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。 (給料表)
第3条 <u>給料表は、別表第1のとおりとし、その適用範囲は同表に定めるところによる。</u>	第3条 <u>給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</u> <u>(1) 行政職給料表 別表第1</u> <u>(2) 医療職給料表 別表第2</u>
2 略	2 略
3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表（ <u>別表第2</u> ）に定めるところによる。	3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表（ <u>別表第3</u> ）に定めるところによる。
4 略 (初任給、昇格、昇給等の基準)	4 略 (初任給、昇格、昇給等の基準)
第4条 略	第4条 略
2～4 略	2～4 略

改 正 後	現 行												
<p>5 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員に関する同項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">55歳に達した日から60歳に達する日の前日までの間にある職員</td> <td style="width: 20%;">2号給</td> </tr> <tr> <td>60歳を超える職員</td> <td>0号給</td> </tr> </table>	55歳に達した日から60歳に達する日の前日までの間にある職員	2号給	60歳を超える職員	0号給	<p>5 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員に関する同項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">55歳に達した日から60歳に達する日の前日までの間にある職員</td> <td style="width: 20%;">2号給</td> </tr> <tr> <td>60歳を超える職員であって、加須市職員の定年等に関する条例（平成22年加須市条例第27号）第3条第2項に規定する医師以外のもの</td> <td>0号給</td> </tr> <tr> <td>60歳に達した日から65歳に達する日の前日までの間にある職員であって、加須市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する医師であるもの</td> <td>2号給</td> </tr> <tr> <td>65歳を超える職員であって、加須市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する医師であるもの</td> <td>0号給</td> </tr> </table>	55歳に達した日から60歳に達する日の前日までの間にある職員	2号給	60歳を超える職員であって、加須市職員の定年等に関する条例（平成22年加須市条例第27号）第3条第2項に規定する医師以外のもの	0号給	60歳に達した日から65歳に達する日の前日までの間にある職員であって、加須市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する医師であるもの	2号給	65歳を超える職員であって、加須市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する医師であるもの	0号給
55歳に達した日から60歳に達する日の前日までの間にある職員	2号給												
60歳を超える職員	0号給												
55歳に達した日から60歳に達する日の前日までの間にある職員	2号給												
60歳を超える職員であって、加須市職員の定年等に関する条例（平成22年加須市条例第27号）第3条第2項に規定する医師以外のもの	0号給												
60歳に達した日から65歳に達する日の前日までの間にある職員であって、加須市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する医師であるもの	2号給												
65歳を超える職員であって、加須市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する医師であるもの	0号給												
<p>6～9 略</p> <p>第5条～第8条 略</p> <p>第9条 削除</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p>	<p>6～9 略</p> <p>第5条～第8条 略</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第9条 医療職給料表の適用を受ける職(採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに限る。)に新たに採用された職員には、月額31万円を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、支給期間、支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p>												

改正後	現 行
<p>3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（<u>給料表</u>の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの _____にあつては、3,500円）とする。</p> <p>4・5 略</p> <p>第11条～第34条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～22 略</p> <p>（定年延長に伴う経過措置）</p> <p>23 当分の間、別表第1 _____が適用される職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第25項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p>24 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>（1） 略</p> <p>〔削る〕</p> <p>（2） 加須市職員の定年等に関する条例（平成22年加須市条例第27</p>	<p>3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（<u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務がこれに相当するものとして規則で定める職員</u>にあつては、3,500円）とする。</p> <p>4・5 略</p> <p>第11条～第34条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～22 略</p> <p>（定年延長に伴う経過措置）</p> <p>23 当分の間、別表第1 <u>又は別表第2</u>が適用される職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第25項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p>24 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>加須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年加須市条例第22号）第1条の規定による改正前の加須市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員</u></p> <p>（3） 加須市職員の定年等に関する条例 _____</p>

改正後		現行					
号)第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員 (削る)		第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員					
(3) 略		(4) 加須市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員					
25～30 略		25～30 略					
別表第1 略		別表第1 略					
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)					
等級別基準職務表		医療職給料表					
行政職給料表		(円)					
等級	基準となる職務	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
1級	定型的な業務を行う職務	定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	305,600	415,600	470,300	566,200
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務		2	307,900	418,300	472,300	567,800
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務		3	310,200	420,900	474,200	569,300
4級	主査又は主任教諭の職務		4	312,400	423,300	476,100	570,800
5級	主幹又は副園長の職務		5	314,500	425,600	477,500	572,300
6級	課長、室長、所長、事務局次長、主席検査員、主席専門員又は副参事の職務		6	318,000	427,800	479,200	573,600
			7	321,500	429,800	481,000	574,900
7級	副部長、副局長又は参事の職務		8	324,900	431,900	482,800	576,200
			9	328,300	434,000	484,600	577,400
8級	部長、局長、事務局長、理事、総合支所長又は会計管理者の職務		10	331,800	435,500	486,300	578,400
			11	335,200	437,000	488,100	579,400
			12	338,600	438,500	489,900	580,300
			13	342,000	439,900	491,700	581,200
			14	345,500	441,300	493,400	582,100
			15	348,900	442,800	495,200	583,000

改正後	現行				
	<u>16</u>	<u>352,300</u>	<u>444,200</u>	<u>497,000</u>	<u>583,900</u>
	<u>17</u>	<u>355,700</u>	<u>445,500</u>	<u>498,800</u>	<u>584,800</u>
	<u>18</u>	<u>358,800</u>	<u>447,000</u>	<u>500,700</u>	<u>585,600</u>
	<u>19</u>	<u>362,000</u>	<u>448,400</u>	<u>502,600</u>	<u>586,400</u>
	<u>20</u>	<u>365,200</u>	<u>449,800</u>	<u>504,500</u>	<u>587,300</u>
	<u>21</u>	<u>368,500</u>	<u>451,100</u>	<u>506,400</u>	<u>588,200</u>
	<u>22</u>	<u>371,600</u>	<u>452,600</u>	<u>508,100</u>	<u>589,100</u>
	<u>23</u>	<u>374,700</u>	<u>454,000</u>	<u>509,900</u>	<u>589,900</u>
	<u>24</u>	<u>377,700</u>	<u>455,400</u>	<u>511,700</u>	<u>590,700</u>
	<u>25</u>	<u>380,800</u>	<u>456,800</u>	<u>513,300</u>	<u>591,600</u>
	<u>26</u>	<u>383,100</u>	<u>458,200</u>	<u>515,100</u>	<u>592,500</u>
	<u>27</u>	<u>385,400</u>	<u>459,500</u>	<u>516,900</u>	<u>593,300</u>
	<u>28</u>	<u>387,600</u>	<u>460,900</u>	<u>518,400</u>	<u>594,100</u>
	<u>29</u>	<u>389,500</u>	<u>462,300</u>	<u>519,800</u>	<u>594,900</u>
	<u>30</u>	<u>391,200</u>	<u>463,600</u>	<u>521,500</u>	<u>595,600</u>
	<u>31</u>	<u>392,900</u>	<u>465,000</u>	<u>523,300</u>	<u>596,300</u>
	<u>32</u>	<u>394,700</u>	<u>466,400</u>	<u>525,000</u>	<u>597,000</u>
	<u>33</u>	<u>396,400</u>	<u>467,700</u>	<u>526,500</u>	<u>597,700</u>
	<u>34</u>	<u>398,200</u>	<u>469,100</u>	<u>527,800</u>	<u>598,300</u>
	<u>35</u>	<u>399,800</u>	<u>470,400</u>	<u>529,100</u>	<u>598,900</u>
	<u>36</u>	<u>401,100</u>	<u>471,800</u>	<u>530,400</u>	<u>599,500</u>
	<u>37</u>	<u>402,500</u>	<u>473,200</u>	<u>531,400</u>	<u>600,100</u>
	<u>38</u>	<u>403,900</u>	<u>474,900</u>	<u>532,700</u>	<u>600,700</u>
	<u>39</u>	<u>405,300</u>	<u>476,500</u>	<u>534,000</u>	<u>601,300</u>
	<u>40</u>	<u>406,700</u>	<u>478,000</u>	<u>535,300</u>	<u>601,800</u>
	<u>41</u>	<u>408,200</u>	<u>479,600</u>	<u>536,300</u>	
	<u>42</u>	<u>408,900</u>	<u>480,800</u>	<u>537,100</u>	
	<u>43</u>	<u>409,500</u>	<u>481,900</u>	<u>537,900</u>	
	<u>44</u>	<u>410,100</u>	<u>483,000</u>	<u>538,700</u>	
	<u>45</u>	<u>410,900</u>	<u>484,000</u>	<u>539,600</u>	

改正後		現行			
		<u>46</u>	<u>411,500</u>	<u>484,900</u>	<u>540,400</u>
		<u>47</u>	<u>412,100</u>	<u>485,800</u>	<u>541,200</u>
		<u>48</u>	<u>412,600</u>	<u>486,600</u>	<u>541,900</u>
		<u>49</u>	<u>413,100</u>	<u>487,300</u>	<u>542,700</u>
		<u>50</u>	<u>413,500</u>	<u>488,000</u>	<u>543,500</u>
		<u>51</u>	<u>414,000</u>	<u>488,700</u>	<u>544,200</u>
		<u>52</u>	<u>414,400</u>	<u>489,300</u>	<u>545,100</u>
		<u>53</u>	<u>414,800</u>	<u>489,900</u>	<u>546,000</u>
		<u>54</u>	<u>415,100</u>	<u>490,600</u>	<u>546,800</u>
		<u>55</u>	<u>415,400</u>	<u>491,200</u>	<u>547,700</u>
		<u>56</u>	<u>415,800</u>	<u>491,800</u>	<u>548,600</u>
		<u>57</u>	<u>416,100</u>	<u>492,100</u>	<u>549,400</u>
		<u>58</u>	<u>416,500</u>	<u>492,700</u>	<u>550,200</u>
		<u>59</u>	<u>416,800</u>	<u>493,300</u>	<u>551,000</u>
		<u>60</u>	<u>417,200</u>	<u>494,000</u>	<u>551,700</u>
		<u>61</u>	<u>417,600</u>	<u>494,400</u>	<u>552,500</u>
		<u>62</u>	<u>417,900</u>	<u>495,000</u>	<u>553,400</u>
		<u>63</u>	<u>418,200</u>	<u>495,700</u>	<u>554,300</u>
		<u>64</u>	<u>418,500</u>	<u>496,400</u>	<u>555,200</u>
		<u>65</u>	<u>418,800</u>	<u>496,800</u>	<u>556,000</u>
		<u>66</u>		<u>497,400</u>	<u>556,900</u>
		<u>67</u>		<u>498,000</u>	<u>557,800</u>
		<u>68</u>		<u>498,500</u>	<u>558,700</u>
		<u>69</u>		<u>499,000</u>	<u>559,500</u>
		<u>70</u>		<u>499,500</u>	<u>560,400</u>
		<u>71</u>		<u>500,000</u>	<u>561,300</u>
		<u>72</u>		<u>500,500</u>	<u>562,200</u>
		<u>73</u>		<u>500,900</u>	<u>563,000</u>
		<u>74</u>		<u>501,400</u>	
		<u>75</u>		<u>501,800</u>	

改正後		現 行				
		76		502,200		
		77		502,700		
		78		503,300		
		79		503,800		
		80		504,200		
		81		504,700		
		82		505,300		
		83		505,900		
		84		506,400		
		85		506,900		
	〔削る〕	定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		312,900	356,500	412,800	488,500	
別表第3（第3条関係） 等級別基準職務表 （1）行政職給料表						
等級	基準となる職務					
1級	定型的な業務を行う職務					
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務					
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務					
4級	主査又は主任教諭の職務					
5級	主幹又は副園長の職務					
6級	課長、室長、所長、事務局次長、主席検査員、主席専門員又は副参事の職務					
7級	副部長、副局長又は参事の職務					
8級	部長、局長、事務局長、理事、総合支所長又は会計管理者の職務					

改正後	現行										
	<p style="text-align: center;">(2) 医療職給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 248 1274 300">等級</th> <th data-bbox="1274 248 2083 300">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 300 1274 347">1級</td> <td data-bbox="1274 300 2083 347">経験年数（前歴を含む。）が6年以下の者で医療業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 347 1274 440">2級</td> <td data-bbox="1274 347 2083 440">経験年数（前歴を含む。）が6年を超える者で医療業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 440 1274 488">3級</td> <td data-bbox="1274 440 2083 488">行政職給料表の6級の職務を兼ねて医療業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 488 1274 580">4級</td> <td data-bbox="1274 488 2083 580">行政職給料表の7級又は8級の職務を兼ねて医療業務を行う職務</td> </tr> </tbody> </table>	等級	基準となる職務	1級	経験年数（前歴を含む。）が6年以下の者で医療業務を行う職務	2級	経験年数（前歴を含む。）が6年を超える者で医療業務を行う職務	3級	行政職給料表の6級の職務を兼ねて医療業務を行う職務	4級	行政職給料表の7級又は8級の職務を兼ねて医療業務を行う職務
等級	基準となる職務										
1級	経験年数（前歴を含む。）が6年以下の者で医療業務を行う職務										
2級	経験年数（前歴を含む。）が6年を超える者で医療業務を行う職務										
3級	行政職給料表の6級の職務を兼ねて医療業務を行う職務										
4級	行政職給料表の7級又は8級の職務を兼ねて医療業務を行う職務										

【第4条による改正】

改正後	現 行
<p>加須市職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p>第1条 略</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>[削る]</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p>[削る]</p> <p><u>(7)</u>・<u>(8)</u> 略</p> <p>第3条～第7条 略</p> <p>[削る]</p> <p>(伝染病接触手当)</p> <p>第8条 伝染病接触手当は、職員が伝染病患者の<u> </u>診療の介助又は<u> </u>伝染病菌の付着した物件の処理作業に従事したときに支給する。</p> <p>[削る]</p> <p>第9条～第12条 略</p> <p>附則 略</p>	<p>加須市職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p>第1条 略</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> 往診手当</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> レントゲン取扱手当</p> <p><u>(9)</u>・<u>(10)</u> 略</p> <p>第3条～第7条 略</p> <p><u>(往診手当)</u></p> <p>第8条 <u>往診手当は、医師が必要と認めて往診したときに支給する。ただし、加須市職員等の旅費に関する条例(平成22年加須市条例第48号)第3条に規定する旅費は支給しない。</u></p> <p>(伝染病接触手当)</p> <p>第9条 伝染病接触手当は、職員が伝染病患者の診療又は診療の介助若しくは<u>伝染病菌の付着した物件の処理作業に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>(レントゲン取扱手当)</u></p> <p>第10条 <u>レントゲン取扱手当は、職員がレントゲンの撮影又は透視の業務に従事したときに支給する。</u></p> <p>第11条～第14条 略</p> <p>附則 略</p>

改正後				現行			
別表（第11条関係）				別表（第13条関係）			
区分	単位	金額	摘要	区分	単位	金額	摘要
略				略			
〔削る〕				往診手当	1件	厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法に基づいて算定した往診料の額の2分の1に相当する額	
略				略			
〔削る〕				レントゲン取扱手当	1回	200円	
略				略			

【第5条による改正】

改正後	現行
<p>加須市国民健康保険条例</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p>（保健事業）</p> <p>第8条 略</p> <p><u>2 市は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業を行う。</u></p> <p>第9条～第15条 略</p>	<p>加須市国民健康保険条例</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p>（保健事業）</p> <p>第8条 略</p> <p><u>2 市は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。</u></p> <p><u>（1） 診療所の設置</u></p> <p><u>（2） その他被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業</u></p> <p>第9条～第15条 略</p>

【第6条による改正】

改 正 後	現 行												
加須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	加須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例												
第1条～第3条 略 (給料表)	第1条～第3条 略 (給料表)												
第4条 <u>給料表は、別表第1のとおりとし、その適用範囲は同表に定めるところによる。</u>	第4条 <u>給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。</u>												
	(1) <u>行政職給料表 別表第1</u>												
	(2) <u>医療職給料表 別表第2</u>												
2 会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表（別表第2）に定めるところによる。	2 会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表（別表第3）に定めるところによる。												
3～5 略	3～5 略												
第5条～第26条 略	第5条～第26条 略												
附則 略	附則 略												
別表第1 略	別表第1 略												
別表第2（第4条関係） <u>等級別基準職務表</u> <u>行政職給料表</u>	別表第2（第4条関係） <u>医療職給料表</u>												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th style="width: 80%;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>標準的な業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	1級	標準的な業務を行う職務	2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">職務の級</th> <th style="width: 30%;">1級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>号給</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">506,900</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	1級	号給	円	1	506,900
職務の級	基準となる職務												
1級	標準的な業務を行う職務												
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務												
職務の級	1級												
号給	円												
1	506,900												
[削る]	別表第3（第4条関係） <u>等級別基準職務表</u>												

改正後	現行						
	(1) 行政職給料表						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>標準的な業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	1級	標準的な業務を行う職務	2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
	職務の級	基準となる職務					
	1級	標準的な業務を行う職務					
	2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務					
(2) 医療職給料表							
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>医療業務を行う職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	1級	医療業務を行う職務			
職務の級	基準となる職務						
1級	医療業務を行う職務						

【第7条による改正】

改 正 後	現 行
<p>加須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例</p> <p>本則 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条 略</p> <p>(加須市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職 <u>及びこれに相当する</u> 基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。</p>	<p>加須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例</p> <p>本則 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条 略</p> <p>(加須市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職（<u>基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。</u>）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。</p>

改正後	現行
<p>3 略</p> <p>第3条～第9条 略</p> <p>(加須市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)</p> <p>第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職</p> <hr/> <p>及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達しているもの(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。</p>	<p>3 略</p> <p>第3条～第9条 略</p> <p>(加須市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)</p> <p>第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達しているもの(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。</p>

改正後	現行
第11条～第21条 略	第11条～第21条 略